

松阪市役所職員食堂（本庁舎食堂）事業委託業務事業者選定

【質問事項の回答】

令和8年4月6日

	質問事項	内容	回答
1	駐車場について	食堂スタッフの駐車場はあるのか	市役所本庁舎前駐車場に、軽自動車区画を1台確保しています。そのスペースを食堂スタッフに利用していただくことは可能です。
2	弁当販売について	食堂でのお弁当販売や、あらかじめ詰めたお惣菜の販売は可能であるか	食堂事業者を募集させていただいていることから、弁当販売を中心とした事業（営業）は対象とはなりません。 また、「企画提案書募集要項 6－（2）」で示しているとおおり、食堂として必須商品構成の条件を満たしていただく必要があります。 なお、食堂の営業中に、一部の商品販売することは、事業者からの提案とさせていただきますので、審査会により判断したうえで、協議させていただくこととなります。
3	時間外の使用	土曜、日曜の厨房使用について	庁舎管理上、「企画提案書募集要項 6－（3）」で示しているとおおり、原則として、市庁舎の開庁日及び、就業可能時間（8時30分から17時15分）以外は使用不可能です。
4	販売促進について	市役所正面入口でのチラシ配布や、A型看板の設置は可能であるか	市の庁内行為となり、庁舎管理者の許可が必要となります。 個別に庁舎管理者と都度協議していただき、可否が判断されます。
5		SNSやGoogleマップ等を活用した情報発信の制限はあるのか	SNS等の活用については、特に制限はしていません。
6	設備、内装に関して	厨房内の設備について、不足する機器等がある場合に追加することは可能か	「企画提案書募集要項 6－（4）」で示しているとおおり、原則として受託者において整備していただくこととなります。 ただし、協議の上で共済組合が必要と認められた厨房機器は、共済組合において整備します。
7		飲食スペースの内装について、一定の範囲で変更することは可能であるか	「企画提案書募集要項 6－（5）」で示しているとおおり、共済組合及び庁舎管理者と協議のうえで、受託者の負担により可能です。 ただし、原則として原状回復の義務があります。
8	Wi-Fiについて	食堂にWi-Fi環境はあるのか。 また、Wi-Fi環境を整備することは可能か	食堂にはWi-Fi環境はありません。 庁舎管理者及び共済組合との協議により、受託者の負担で、Wi-Fi環境を整備していただくことは可能です。